

資料1:佐久市障害者支援施設臼田学園改善検証委員会設置要綱

(設置)

第1条 佐久市障害者支援施設臼田学園における利用者の支援に関する不適切事案について検証等を行うため、佐久市障害者支援施設臼田学園改善検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、不適切事案に係る県からの再調査事項及び改善措置について検証等を行い、その成果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 民間諸団体の代表者又は職員

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する任務が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 委員会は、非公開とする。ただし、委員長は、必要に応じて会議の内容を公表することができる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、特定の事項を調査するため、必要に応じ専門部会を置くことが

できる。

2 専門部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月24日から施行する。